

令和 4 年度

第9回 第一農地部会定例会議事録

令和4年12月27日（火）

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和4年度第9回第一農地部会定例会議事録

日時 令和4年12月27日(火) 午後3時30分

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮	12番 上原 孝
13番 五十嵐 彰	14番 清水 強	15番 牧繪 雄一郎
23番 久保埜 徳雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一	藤井 敏行
笠原 行夫	平野 宏一	齊藤 啓治	小林 政秋
白滝 光彦	清水 増彦	小林 正義	高宮 文男
松本 香			

2 欠席委員

(1) 農業委員

篠宮 英樹

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	高島 真一	中嶋 栄司	綿貫 一成
-------	-------	-------	-------

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
係長	橋立 理
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	近藤 宏一
名立区駐在室 班長	武内 朋廣

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

3番 佐藤 清繁	11番 金子 昭榮
----------	-----------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について
- 議案第3号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第5号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第6号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(清里区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 11 人中、出席委員数 10 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 13 人、欠席推進委員数 4 人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号 3 番 佐藤 清繁 委員、議席番号 11 番 金子 昭榮 委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> <p>また、議案に関連して現地確認した地区担当の推進委員の方には、現地の状況や受け手農業者に関する質問をする場合がありますので、積極的に意見等を述べていただくとともに、意見した旨の活動記録簿への記載も忘れずをお願いします。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 132 番から 165 番までの 34 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 132 番から 165 番までの 34 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 34 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「中間管理機構へ貸付」21 件、「他者へ貸付予定」3 件、「他者へ売却予定」2 件、</p>

	<p>「農地転用予定」1件、「他者へ貸付」3件、「中間管理機構へ貸付予定」3件、「道路」1件です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、34件を承認します。</p>
議長	<p><報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号15番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>7頁、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号15番の1件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「医院」の建設です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、1件を承認します。</p>
議長	<p><報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号137番から番号150番までの14件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>8頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号137番から番号150番までの14件の届出書を受理したので報告します。</p>

	<p>転用目的は、「一般個人住宅」7件、「敷地拡張」2件、「集合住宅」1件、「天然ガス輸送導管理設用地」1件、「宅地造成」1件、「医院」1件、「駐輪場」1件、です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>転用時期が部会開催日より前の日付となっている案件について、部会で意見が出た場合はどうなるのでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>届出について、必要書類など受理する要件がそろっていれば受理し、受理通知後に転用に着手できます。部会で意見が出たとしても受理する要件が備わっていれば転用を妨げるものではありません。</p>
議長	<p>他に質問等がないようですので、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、14件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号22番及び23番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>12頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号22番及び23番の2件を説明します。</p> <p>番号22番は、社会福祉法人が運営する施設に通所する障害者の作業実習に利用するため、農地を取得するものです。</p> <p>申請農地はこれまで当該法人が耕作を行っており、この度、売買の合意に至ったことから申請されたものです。</p> <p>別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、許可要件である地域調和要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>番号23番の申請者は、現在、太陽光パネルの下でブルーベリーを栽培していますが、農地がいびつな形をしており当該農地を取得し、長方形とすることで経営規模を拡大するとともに耕作の利便性を向上させるものです。</p> <p>別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>地区担当の委員の方から補足説明はありませんか。</p>

吉村委員	番号 22 番の申請者に直接聞いてきました。申請者は、会社の向かいにある申請農地を農福連携事業の一環として取得するそうです。当該農地は、畝があり整備されていて問題ないと思います。
白滝委員	私も番号 23 番の申請者に直接聞いてきました。現在、いびつな形をしている農地で耕作していますが、申請農地を取得することで長方形の整った形にして、取得後はブルーベリーを栽培する予定で問題ないと思います。
議長	ブルーベリー栽培は上手くいっているのでしょうか。
(事務局) 橋立	6 年は経過していると思いますが、収穫もされ問題なく栽培されているようです。周囲からの苦情もありません。
議長	他に意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	他に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」>
議長	議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、番号 2 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	13 頁、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、番号 2 番の 1 件を説明します。 改めて「買受適格証明」について説明します。「買受適格証明」とは、農地の公売に参加するための証明です。 農地を取得できない者が公売に参加することを避けるため、事前に買受適格者であ

	<p>るかどうか、つまり農地を取得できる者か否かを審議し、買受適格者として認められた者に「買受適格証明」を交付するものです。</p> <p>また、「買受適格証明」の交付後、公売の落札者から第3条許可申請書が提出され、申請書の内容が今回の証明願と同様である場合は改めて農地部会で議決することなく、事務局長専決処分により許可します。</p> <p>今回、公売に付される農地は大字稲地内の田2筆、12,292㎡であり、取得を希望している農地所有適格法人から買受適格証明願が提出されました。</p> <p>申請者は、東京に本社を構える農地所有適格法人で、現在、茨城県と栃木県に農地を所有して耕作しています。それぞれの農業委員会に耕作状況について問い合わせたところ、遊休農地はなく適切に耕作しているとのことでした。</p> <p>また、当該農地については、稲作を行い、従事者や機械も現地に確保するとのことでした。全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等許可要件のすべてを満たしていることから買受適格証明の交付が相当と判断したものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
金子委員	申請農地は、差し押さえられたのですか。
(事務局) 橋立	はい。そのようです。
金子委員	従業員は、現地にいるのですか。
(事務局) 橋立	法人の構成員として現地に確保予定です。
議長	他に質問等がないようですので、採決に入ります。
議長	<p>議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、原案のとおり買受適格として証明することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	異議なしと認めます。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、原案のとおり買受適格として証明することに決定します。

<p>議長</p>	<p><議案第3号「農地法第4条第1項許可申請について」> 議案第3号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号3番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 橋立</p>	<p>14頁、議案第3号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号3番の1件です。</p> <p>番号3番は、自己所有地を「農業用施設」として転用するものです。15頁に位置図及び16頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、農業を営んでおり、経営規模拡大により、保有機具が増加したため申請農地に「農業用機械格納庫」と「育苗用施設」を建設するものです。</p> <p>「農業用機械格納庫」は既に建設されており、違反転用の状態で農地パトロールの際に本人に立ち合いさせ、転用の手続きを行うよう、指導していた案件です。</p> <p>「育苗用施設」については、これから建設を予定しています。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、転用目的が「農業用施設」であり、許可は可能となります。</p> <p>工期は許可日から令和7年12月30日までです。</p> <p>土地利用計画は、農業用施設で、所要面積は962㎡、建築面積170.8㎡で、妥当と判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「農地法第4条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号「農地法第4条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p> <p><議案第4号「農地法第5条第1項許可申請について」></p>

議長	<p>議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 32 番から 34 番までの 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>17 頁、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 32 番から 34 番までの 3 件です。</p> <p>番号 32 番は、下正善寺地内の農地を賃借し、「多目的広場・トレーラーハウス」を整備するものです。18 頁に位置図及び 19 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は保育事業を営んでおり、児童が外で遊ぶ遊技場や災害時の避難場所、保育室が不足したため、申請農地を取得し、多目的広場、トレーラーハウスに転用して不足を解消するものです。</p> <p>10 月に最適化推進委員による農地パトロール中に当該農地で工事されていることを確認し、その後、職員が当該申請人である法人の代表者に直接事情を聞き、違反転用であることが判明したため、手続きを行うように指導した案件です。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は許可日から令和 4 年 12 月 31 日までです。</p> <p>土地利用計画は、多目的広場及びトレーラーハウスの整備で、所要面積は 293 m²で、妥当と判断しました。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>番号 33 番は、大字富岡地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。20 頁に位置図、21 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在、市内に居住していますが、老朽化が著しいことや玄関から道路までの距離が長く、除雪に苦勞することから申請農地を取得し、一般個人住宅を建設するものです。</p> <p>申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地となりますが、転用目的が住宅建築で集落に接続して設置されることから、許可は可能となります。</p> <p>工期は、令和 5 年 3 月 20 日から令和 5 年 7 月 30 日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅 1 棟で、所要面積は 408.51 m²、建築面積 123.88 m²で建ぺい率は 30.32%です。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p>

	<p>番号 34 番は、大字富岡地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。22 頁に位置図、23 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭になったことから申請農地を取得し、一般個人住宅を建設するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、転用目的が住宅建築で集落に接続して設置されることから、許可は可能となります。</p> <p>工期は、令和5年4月1日から令和5年8月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟で、所要面積は197㎡、建築面積88.12㎡で建ぺい率は44.73%です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第5号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」></p> <p>議案第5号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1番の1件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1番から3番までの3件、「3 計画変更」1番から13番までの13件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>24 頁、議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番の 1 件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 番から 3 番までの 3 件、「3 計画変更」1 番から 13 番までの 13 件です。</p>

最初に 24 頁、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番の 1 件は、土地改良事業を施工するため、農用地区域への編入を申請するものです。

続いて、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 番から 3 番までの 3 件です。30 頁以降に位置図及び土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

1 番は、申請者宅の隣接地に子供の住宅を建築したため、当該土地に保管していた農機具や車両の置き場として申請農地を利用するため農振地域から除外するものです。

申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第 1 種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。

2 番は、病院と介護施設を運営している申請者が、既存の駐車場では利用者と職員が余裕をもって駐車することができなくなったため、申請農地を駐車場にするため農振地域から除外し、不足の解消を図るものです。

申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第 1 種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。

3 番は、市内の借家に居住している申請者が、子供が生まれて、生活スペースが手狭になったため、妻の父親が所有する農地に分家住宅を建築するため申請農地を農振地域から除外するものです。

申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第 1 種農地となりますが、転用目的が住宅建築で集落に接続して設置されることから、許可は可能となります。

今後の予定ですが、県知事の変更同意を得た後、来年 5 月に公告予定です。その後農地法第 5 条の許可申請される予定です。

続いて 25 頁から 27 頁まで、「3 計画変更」番号 1 番から 13 番までの 13 件です。28 頁及び 29 頁に新旧対照表を添付しましたので合わせてご覧ください。

1 番から 4 番までは、「県水利施設等整備」事業など、各事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。

5 番から 10 番までは、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業など、各地区の計画変更で、内容は議案に記載のとおりです。

	<p>11 番から 13 番までは、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業など、各地区において事業完了に伴い、「農業振興地域整備計画」から削除するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。議案第 5 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 6 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 6 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 2 件、貸借権設定 72 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転 2 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 橋立</p>	<p>36 頁、議案第 6 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 2 件を説明します。</p> <p>700 番は、法人が経営規模を拡大するため、構成員である譲受人が農地を取得するものです。</p> <p>また、取得する農地については、所属している法人に貸し付ける案件が関連する議案として、39 頁 701 番に提案されています。</p> <p>経営面積は少ないですが、取得する農地を所属している法人に貸し付けることで農地の集積・集約化が図られることから取得は可能となります。</p> <p>761 番は、労力不足を理由に、近隣で耕作をしている譲受人に農地を譲渡するものです。</p> <p>それぞれ農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>地区担当の委員の方から補足説明はありませんか。</p>

加藤委員	<p>現地調査し、申請者にも会ってきました。問題ないと思いますが、地区担当として注意深く見ていきたいと思います。</p>
議長	<p>よろしく申し上げます。他に意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、貸借権設定 72 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>37 頁から 51 頁まで、貸借権設定 72 件です。</p> <p>新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>38 頁 696 番、697 番は、期間満了に伴い、これまでの J A を介した契約から相対の契約に変更するものです。</p> <p>39 頁 701 番は、法人の構成員が取得した農地を法人に貸し付けるものです。</p> <p>39 頁 702 番は、休耕だった農地について隣で耕作している耕作者が新たに耕作するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 6 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 6 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 7 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 7 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 1 件、貸借</p>

	<p>権移転3件を上程します。</p> <p>はじめに、貸借権設定1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>52頁、議案第7号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定1件を説明します。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続きまして、貸借権移転3件のうち、牧繪委員関連の番号51番の1件を除く2件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>53頁、貸借権移転3件のうち、牧繪委員関連の番号51番の1件を除く2件を説明します。</p> <p>50番は耕作者の離農、52番は耕作者の死亡に伴い、それぞれ新たな耕作者に耕作権を移転するものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、牧繪委員関連の番号51番の1件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する牧繪委員は退席をお願いします。</p> <p>(牧繪委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>

<p>(事務局) 橋立</p>	<p>53 頁、牧繪委員関連の番号 51 番の 1 件について説明します。</p> <p>この案件は利便性の向上と集約化を図るため新たな借手に貸借権を移転するものです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようなので、牧繪委員関連の番号 51 番の 1 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、牧繪委員の退席を解除します。</p> <p>(牧繪委員 復席)</p>
<p>議長</p>	<p>牧繪委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 7 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 7 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p>
<p>議長</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7107 番から番号 7109 番までの 3 件を報告します。</p>

	事務局の説明を求めます。
(中郷区) 加藤	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 7107 番から番号 7109 番までの 3 件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>受理した 3 件は、いずれも合意による解約であり、解約後の農地については、「受人へ売却」1 件、「農地中間管理機構へ貸付予定」2 件です。</p> <p>番号 7107 番は、受人へ売却するため賃借権を設定した農地について解約するものです。</p> <p>番号 7108 番、7109 番は、受人の労力不足による解約するものです。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
金子委員	解約後に中間管理機構へ貸付予定となっている案件は、相手が決まっているのか、これから手続きを行うのかどちらですか。
(中郷区) 加藤	これから手続きを行います。
議長	他に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、3 件を承認します。
議長	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 1 件、賃借権設定 3 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>2 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 1 件を説明します。</p> <p>番号 7135 番は、これまで耕作していた受人が購入するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	地区担当の委員の方から補足説明はありませんか。
五十嵐委員	譲受人はこれまで当該農地を耕作しており、問題ないと思います。

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、貸借権設定 3 件について事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>3 頁、貸借権設定 3 件を説明します。</p> <p>番号 7136 番及び 7137 番は、期間満了に伴う再設定案件であり、貸借権の設定など条件に変更はありません。</p> <p>番号 7138 番は、譲渡人の労力不足により、自作地の一部を貸し付けるものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(板倉区駐在室分の議案)</p> <p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p>
議長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7546 番から 7557 番の 12 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7546 番から 7557 番の 12 件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>受理した 12 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、</p>

	<p>「他者へ貸付」2件、「他者へ貸付予定」3件、「他者へ売却」6件、「他者へ売却予定」1件です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、12件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」></p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」番号1番から3番までの3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>4頁、議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」1番から3番の3件を説明します。</p> <p>5頁に新旧対照表を掲載しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>番号1番並びに2番は、「農業生産基盤整備開発計画」として、県水利施設等整備事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。</p> <p>番号3番は、農業競争力強化農地整備（ほ場）事業の当該地区の受益面積を変更するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」で1番から3番までの3件に同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」の3件を同意することに決定します。</p>

議長	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転6件、貸借権設定13件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号7674番から7679番までの6件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>6頁の所有権移転、番号7674番から7679番の6件について説明します。</p> <p>7676番、7677番は、これまで自作していた農地を、病気による体調不良により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ、売却することになったものです。</p> <p>7674番、7675番、7678番、7679番は、これまで利用権設定により、別の耕作者に貸付していた農地を、合意解約により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ、売却することになったものです。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続きまして、貸借権設定13件のうち、清水委員関連の番号7692番の1件を除く12件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>8頁から10頁の貸借権設定貸借権設定13件のうち、清水委員関連の番号7692番の1件を除く、番号7680番から7691番の12件です。</p> <p>新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>7686番は、これまで貸人が自作していましたが、農機具の故障により耕作が困難となったため、近隣の農地を耕作している受人に貸付するものです。</p> <p>7687番から7689番の3件は、これまで別の農業者に貸付していましたが、労力不足による合意解約により、近隣の農地を耕作している受人に貸付するものです。</p> <p>いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないので、続いて、清水委員関連の番号 7692 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する清水委員は退席をお願いします。</p> <p>(清水委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>10 頁、清水委員関連の番号 7692 番の 1 件について説明します。</p> <p>再設定案件であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、清水委員関連の番号 7692 番の 1 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、清水委員の退席を解除します。</p> <p>(清水委員 復席)</p>
議長	<p>清水委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進</p>

	<p>法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(清里区駐在室分の議案)</p> <p><議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」></p>
議長	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8103 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8103 番の 1 件を説明します。</p> <p>今まで譲受人が耕作をしていましたが、譲渡人が離農するため、譲受人に贈与するものであります。</p> <p>別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」></p> <p>議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番の 1 件、「2 計画変更」1 番から 5 番までの 5 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>2 頁、議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番の 1 件について、土地改良事業を施工するた</p>

	<p>め、農用地区域への編入を申請するものです。</p> <p>続いて3頁の「2計画変更」番号1番から5番までの5件です。4頁に新旧対照表を添付しましたので合わせてご覧ください。</p> <p>1番から5番は、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業など、各地区の計画変更で、内容は議案に記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
金子委員	<p>土地改良事業を行い、換地も行うのですか。</p>
(清里区) 近藤	<p>行います。</p>
上原委員	<p>私から補足説明をさせていただきますが、申請農地についてはなぜか農用地区域から除外されていた地区で、この度、ほ場整備を行うに当たり、農用地区域に編入するものです。</p>
議長	<p>他に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p><議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、5頁の番号8238番から8240番の貸借権設定3件を説明します。</p> <p>番号8238番と8239番は、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>番号8240番は、再設定であります。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(名立区駐在室分の議案)</p> <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p>
議長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9517番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 武内	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9517番の1件の届出書を受理しましたので、報告します。</p> <p>受理した1件は、借人の労力不足を理由とした合意による解約であり、返還後の利用計画については、「休耕」です。</p> <p>届出者には保全管理の徹底を指示しています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。</p> <p><議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」></p>

議長	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号9502番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 武内	<p>2頁、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号9502番の1件です。</p> <p>番号9502番の申請者は、建築鉄骨の製作、加工、販売を営んでいますが、近年の需要拡大に伴い、鉄骨格納倉庫の確保が必要不可欠な状況にあります。</p> <p>現事務所に隣接する本申請地を取得し、事務所・鉄骨格納倉庫を建設し、製品加工販売の迅速化、事業規模の拡大と安定化を図るものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」></p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」番号1番の1件、「2農業振興地域の農用地区域へ除外」番号1番の1件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 武内	<p>5頁、議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、説明します。</p> <p>初めに「1計画変更」番号1番の1件です。</p> <p>6頁に新旧対照表を添付したので、併せてご覧ください。</p>

	<p>番号1番の1件は、「農業生産基盤整備開発計画」として、事業を実施するにあたり、採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。</p> <p>次に「2 農業振興地域の農用区域への除外」番号1番の1件です。</p> <p>申請者は携帯電話事業者で、新たに携帯電話基地局を建設するため、申請農地を農振地域から除外するものです。</p> <p>携帯電話基地局の建設に当たっては転用許可が不要なため、県知事の変更同意を得た後、申請者が農業委員会に工事着手を届け出てから工事される予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
金子委員	<p>5 頁、「2 農業振興地域の農用区域への除外」番号1番について、登記簿面積の一部だけ除外する予定となっていますが、残りの部分はどうなるのでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>残りの部分は農業振興地域の農用区域のままです。農用区域なので転用はできません。</p>
議長	<p>他に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p><議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定2件を上程します。</p> <p>利用権設定、番号9559番及び9560番の2件について、事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 武内	<p>7 頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号9559番から9560番までの2件を説明します。</p> <p>番号9559番と9560番は期間満了に伴う再設定案件であり、条件に変更はありません。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているも</p>

	<p>のと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他> その他に入ります。 事務局から何かありませんか。</p> <p>事務局からはないので、閉会の挨拶を職務代理が行います。</p> <p>(上原代理の閉会挨拶)</p> <p>本日の農地部会を終了します。 引き続き、地区会議を開催しますので、地区会議代表者の所に集まってください。</p>